

環水大大発第 121205301 号  
平成 24 年 12 月 5 日

各 { 都 道 府 県 }  
          { 大気汚染防止法政令市 } 環境保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

石綿が使用されている建築物等の解体等作業に係る石綿飛散防止対策の対象事業場等の把握の促進について

大気環境行政の推進につきまして平素よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、石綿の飛散防止対策について、「石綿（アスベスト）の大気環境中への飛散防止対策の徹底について（通知）」（平成 17 年 7 月 12 日付け環管大発第 050712001 号）記（2）により労働局と連携して石綿含有建築物の解体等の作業状況を迅速に把握すること等をお願いしたところです。

については、全国から収集した関係法令に基づく届出情報の共有に関する好事例（別添 1）を参考に、必要に応じアスベスト対策の関係機関の連絡会議等を開催する等、関係する労働基準監督署及び建築部局（以下「関係機関」という。）と連携を密に図り、情報共有を促進していただくようお願いします。

関係機関との情報共有に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 8 条第 2 項第 3 号で行政機関の長は、利用目的以外の目的のために個人情報を提供することができることとなっていることをご承知ください。

また、「石綿を含有する建築物の解体等に係る届出について」（別添 2）を作成したので業務の参考にしてください。

なお、厚生労働省から「石綿等が使用されている建築物等の解体等の事業場等の把握の促進について」（別添 3）を労働局に通知していることを申し添えます。

(参考)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十八号）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。